

札障第 23637 号

令和 4 年（2022 年）3 月 7 日

（令和 7 年（2025 年）7 月 7 日一部改訂）

各

〔	就労移行支援事業所	〕
	就労継続支援事業所	
	就労選択支援事業所	

 管理者様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

就労移行支援、就労継続支援及び就労選択支援に係る在宅時生活支援 サービス加算の取扱いについて

平素より本市行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

就労移行支援、就労継続支援及び就労選択支援について対象要件に該当する者に対する在宅でのサービス利用における支援が認められていますが、この支援を受けている同一時間帯に生活支援が必要な利用者に対して就労移行支援等のサービス提供事業所による生活支援を行った場合、在宅時生活支援サービス加算として報酬算定することができます。

この件について下記のとおり取扱うこととしましたので通知します。貴事業所内の関係職員に御周知くださいますようお願いいたします。

記

1 加算の概要

就労移行支援事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1 日につき所定の単位を加算する。

2 加算対象者

在宅時支援加算は、原則、事業所からの届出に基づき、区保健福祉部において当該加算の対象者として認定を行った者に対して、報酬算定できるものとし、当該加算対象者は、就労移行支援等を利用する者のうち、以下ア及びイのいずれにも該当する者とする。

- ア 「就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅においてサービスを利用する場合の支援の取扱いについて」（札幌第 315 号令和 7 年 7 月 7 日一部改正通知）に基づく、在宅就労支援の対象者となる者。
- イ 居宅介護又は重度訪問介護を利用している者であって、在宅で就労移行支援等を利用している同一時間帯に生活支援を受けなければ在宅での就労移行支援等の利用が困難な者。

3 対象者認定等

(1) 認定

- ア 在宅時支援加算の算定を行おうとする就労移行支援等の事業所は、「在宅時生活支援サービス加算開始届出書」（様式 1。以下「開始届」という。）を区保健福祉部に届出する。
- イ 開始届を受理した区保健福祉部は、上記 2 に掲げる対象者要件に該当するかを確認の上、対象者要件を満たす場合に加算対象者として認定を行う。
- ウ 区保健福祉部において、認定を行う場合は、障害福祉サービス受給者証の「支給量等」欄に「在宅時生活支援」と記載し、利用者に交付する。

(2) 廃止

- ア 在宅時支援加算の認定を受けた対象者が、上記 2 に掲げる対象者要件を満たさなくなった場合、就労移行支援等の事業所は、「在宅時生活支援サービス加算終了届出書」（様式 2。以下「終了届」という。）を速やかに区保健福祉部に提出する。
- イ 終了届を受理した区保健福祉部は、終了理由を確認の上、在宅時支援加算の廃止に伴う新たな障害福祉サービス受給者証を利用者に交付する。

4 留意事項

(1) 挙証書類の保管

在宅時支援加算の算定にあたり、利用者への生活支援を居宅介護又は重度訪問介護事業所に従事する者が派遣され、当該支援の費用を就労移行支援等事業所が費用を負担した場合、負担内容が客観的に確認できる挙証書類を事業所において、最低 5 年間は保管してください。

(2) 申請時の留意点

既に障害福祉サービス受給者証に「在宅時生活支援」の表記がある場合、新たに在宅時支援加算の算定を開始しようとする事業所については開始届の提出は不要です。また、複数の事業所が在宅における訓練の提供をしている場合、当該加算の算定を終了しようとする事業所が、他方の事業所におい

て引き続き在宅における訓練を提供し、かつ本件加算を継続して算定することが確認できた場合については、終了届の提出は不要とします。

(3) 更新時の留意点

上記 3 の(1)について、就労移行支援等の支給決定に係る更新時は、区保健福祉部において加算該当者の適否を判断することから、改めて開始届の提出は不要です。支給決定更新後の障害福祉サービス受給者証より加算該当者かを必ず確認してください。

(4) その他留意点

就労移行支援等の事業所が在宅における訓練を提供する場合は、本取扱いのほか、「就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅においてサービスを利用する場合の支援の取扱いについて」を遵守してください。

5 適用日

本通知発出日以降の届出分から適用。

6 様式

- (1) 在宅時生活支援サービス加算開始届出書（様式 1）・・・別紙 1
- (2) 在宅時生活支援サービス加算終了届出書（様式 2）・・・別紙 2

7 参考

「就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅においてサービスを利用する場合の支援の取扱いについて」（札幌第 315 号令和 7 年 7 月 7 日一部改正通知）・・・別添

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市障がい福祉課給付管理係
TEL：011-211-2938
E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp